

(別紙2) 番号法第9条第1項 別表1に掲げている者 (移転先)

項番	移転先の用途	移転先(部)	移転先(課)	関係法令
1	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険医療部	保険総務課	番号法第9条第1項 別表第一 第59項
2	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険医療部	介護保険課	番号法第9条第1項 別表第一 第68項
3	国民健康保険法による保険の給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険医療部	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第一 第30項
4	国民年金法による給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は、加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	保険医療部	国保年金課	番号法第9条第1項 別表第一 第31項
5	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第7項
6	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第8項
7	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第10項
8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第14項
9	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第49項
10	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第64項
11	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第65項
12	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第70項
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第84項
14	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康推進部	保健対策課	番号法第9条第1項 別表第一 第98項
15	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	高齢者・地域福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 第41項

(別紙2) 番号法第9条第1項 別表1に掲げている者 (移転先)				
項番	移転先の用途	移転先(部)	移転先(課)	関係法令
17	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	生活保護課	番号法第9条第1項 別表第一 第15項
18	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第8項
19	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第11項
20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第12項
21	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第34項
22	特別児童扶養手当等の支給に関する法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第47項
23	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第59項
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉部	障害者支援課	番号法第9条第1項 別表第一 第84項
25	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第一 第56項
26	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第一 第37項
27	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第一 第43項
28	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第一 第44項
29	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	こども家庭課	番号法第9条第1項 別表第一 第45項
30	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	保育こども園課	番号法第9条第1項 別表第一 第8項
31	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども未来部	保育こども園課	番号法第9条第1項 別表第一 第94項
32	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	建築住宅部	住宅第1、2課	番号法第9条第1項 別表第一 第19項
33	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	建築住宅部	住宅第1、2課	番号法第9条第1項 別表第一 第35項